

岐阜県美術館条例

(昭和 57 年 3 月 26 日 岐阜県条例第 13 号)

(設置)

第1条 県民の美術に関する知識及び教養の向上に資するため、岐阜市に岐阜県美術館（以下「美術館」という。）を設置する。

(事業)

第2条 美術館は、美術品その他美術に関する資料（以下「美術品等」という。）を収集し、保管し、及び展示し、並びに県民の美術に関する創作又は研究を促進するために必要な事業を行う。

(観覧料等)

第3条 展示室に常設的に展示する美術品等を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納入しなければならない。ただし、次項の特別観覧料を納入した者については、この限りでない。

2 特別の企画により展示する美術品等を観覧しようとする者は、一人につき 1,500 円の範囲内で知事がその都度別に定める額の特別観覧料を納入しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる者の観覧料及び特別観覧料の額は、無料とする。

一 幼児、小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒及びこれらに準ずる者

二 文化の日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条に規定する文化の日をいう。）に観覧する者（使用の許可等）

第4条 別表第2の上欄に掲げる施設及び設備（以下「展示室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、展示室等を使用させることが美術館の管理上適当でないとき、前項の許可をしないことができる。

3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「展示室等の使用者」という。）は、別表第2に定める額の使用料を納入しなければならない。

4 第1項の許可には、美術館の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、展示室等の使用者に対して美術館の管理上必要な指示をすることができる。

2 教育委員会は、展示室等の使用者が次の各号の一に該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、又は展示室等の使用の停止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 許可の内容又は条件に違反したとき。

三 前項の規定による指示に従わないとき。

四 詐偽その他不正な行為により許可を受けたことが明らかになったとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

(観覧料等の納入方法等)

第6条 観覧料、特別観覧料又は使用料は、前納しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 納入した観覧料、特別観覧料又は使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

3 知事は、公益その他特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

(原状回復義務)

第7条 展示室等の使用者は、その使用を終了したときは、直ちに展示室等を原状に回復しなければならない。第5条第2項の規定により展示室等の使用の許可を取り消された場合においても、同様とする。

(遵守義務)

第8条 何人も、美術館（駐車場を含む。以下この条及び第14条において同じ。）においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 美術館の施設及び設備並びに美術品等をき損し、又は汚損しないこと。

二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が指示する事項

2 教育委員会は、前項各号の規定に違反した者に対して、当該職員をしてその行為をやめることを指示させ、これに従わないときは、美術館から退去することを命ずることができる。

(美術館協議会)

第9条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、美術館に岐阜県美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第 10 条 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が美術館の運営に資すると認める者の中から任命する委員 15 人以内で組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 11 条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

第 12 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則及び教育委員会規則で定める。

(過料)

第 14 条 第 8 条第 2 項の規定による退去の命令に違反して美術館から退去しなかつた者は、50,000 円以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条から第 8 条まで、第 14 条及び次項の規定は、同年 11 月 3 日から施行する。

2 第 3 条の規定にかかわらず、昭和 57 年 11 月 3 日から同年 12 月 19 日までの間において美術品等を観覧しようとする者は、一人につき 700 円の範囲内で知事が定める額の観覧料を納入しなければならない。

岐阜県屋外広告物条例（昭和 39 年岐阜県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 11 号中「及び博物館」を「、博物館及び美術館」に改める。

(以下改正附則略)

別表第1(第3条関係)

区分	観覧料の額(1人につき)	
	個人	団体(20人以上に限る。)
大学の学生及びこれに準ずる者	220 円	160 円
その他の者	330 円	270 円

別表第2(第4条関係)

区分	使用料の額(1日につき)	区分	使用料の額(1日につき)
一般展示室(小)	8,640 円	多目的ホール	38,570 円
一般展示室(中)	17,280 円	講堂	15,430 円
一般展示室(大)	25,920 円	野外展示場	3,290 円
附属設備	知事が定める額		
備考			
1 1日とは、午前10時から午後6時までの間をいう。			
2 講堂を、午前10時から午後1時までの間に使用する場合の使用料の額は6,580円、午後1時から午後5時までの間に使用する場合の使用料の額は8,850円とする。			
3 展示室等の使用者(附属設備の使用者を除く。)が入場料その他これに類する対価を入場者から徴収して使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の2倍とする。			